

環境ラベルの相互認証に係る調査

1 日中韓相互認証に係る調査

1) 日中韓環境ラベル相互認証の現状

日中韓 3 カ国は、日中韓環境大臣会合(TEMU)の下に設置された日中韓環境産業円卓会議(RTM)のもと、2005 年から日本のエコマーク、中国・環境ラベル及び韓国・環境ラベル制度との間で基準の共通化とともに相互認証の実施に向けた検討を継続し、これまで毎年 1 回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催してきた。

2007 年に日中韓 3 カ国で初めての共通基準「パーソナルコンピュータ(PC)」が合意され、その後、2012 年には「複合機(プリンタ・複写機)」、2013 年に「DVD 機器」、2014 年に「テレビ」、2015 年に「プロジェクタ」、2016 年に「塗料」及び「文具」、2017 年に「繊維製品」の共通基準に関する合意書が締結された。また、2012 年には「日中韓環境ラベル間における MRA ベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法が定まり、日中韓 3 カ国の相互認証が開始された(現在の対象カテゴリは表 1 の通り)。これまで日韓間においては、この相互認証の仕組みを利用した日本から韓国・環境ラベルの取得件数が 420 件(2019 年 1 月 31 日時点)を超えるなど、着実に活用実績が増加している。

平成 30 年度(2018 年度)は、2018 年 4 月の日中韓環境ラベル実務者会議(中国・北京)(以下「実務者会議」という。)において共通基準項目が合意された「シュレッダー」、「複合機(複写機)」(覚書の再締結)について、同 6 月の第 4 回日中韓環境ビジネス円卓会議(TREB、中国・蘇州)で共通基準の合意書資料編 1 及び資料編 2 を締結した。なお、共通基準化を行う対象として選定された「家具」については、2019 年 3 月に開催される実務者会議(日本・東京)での検討に向けてオンラインプラットフォームを活用して継続協議する予定となっている。



日中韓環境ビジネス円卓会議(2018 年 6 月)



「シュレッダー」、「複合機（複写機）」の共通基準の合意書締結式(2018年6月中国・蘇州)

本業務においては、2018年6月に開催された TREB(中国・蘇州)の会議内容を報告する。

表 1. 日中韓 3 カ国で共通基準を設定している商品カテゴリ

対象商品カテゴリ [共通基準名]		対応する各国の基準			状況
		日本	中国	韓国	
パーソナルコンピュータ (PC) [CJK-01-2007(B)]		No.119 Ver.2	HJ2536-201 4	EL144、 EL145、 EL147	各国基準が数度改定されていることから、2015年4月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
複合機 (MFD)	プリンタ [CJK-02- 2009(C)]	No.155 Ver.1	HJ2512-201 2	EL142	各国基準が数度改定されていることから、2015年4月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
	複写機 [CJK-03- 2009(B)]	No.155 Ver.1	HJ424-2017	EL141	各国基準が数度改定されていることから、2018年6月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
DVD 機器 [CJK-04-2013(A)]		No.149 Ver.2	HJ2511-201 2	EL432	2013年10月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
テレビ [CJK-05-2014(A)]		No.152 Ver.2	HJ2506- 2011	EL431	2014年11月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
プロジェクタ [CJK-06-2015(A)]		No.145 Ver.1	HJ2516- 2012	EL146	2015年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
塗料 [CJK-07-2016(A)]		No.126 Ver.2	HJ2537- 2014	EL241	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
文具 [CJK-08-2016(A)]		No.112 Ver.2	HJ572- 2010	EL108	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
繊維製品 [CJK-09-2017(A)]		No.103 Ver.3 等	HJ2546- 2016	EL311	2016年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2017年8月に共通基準の合意書が締結された。
シュレッダー [CJK-10-2018(A)]		No.161 Ver.1	HJ2509- 2012	EL150	2016年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2018年6月に共通基準の合意書が締結された。
家具 -		No.130 Ver.2	HJ2547- 2016	EL172	2017年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定された。

2) 第4回日中韓環境ビジネス円卓会議

(1) 開催概要

日 時	2018年6月21日(木)～24日(日)
場 所	中国・蘇州
会 場	TREB：フォーポイントバイシェラトン TEMM：ワールドホテルグランドドゥシュレイク
主 催	中国
出席者	<p>日本代表団:14人 後藤 敏彦(特定非営利活動法人サスティナビリティ日本フォーラム代表理事) 菅生 直美(環境省 大臣官房 環境経済課 課長補佐) 宇野 治(公益財団法人日本環境協会 常務理事・エコマーク事務局長) 漣 友行(公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局技術専門課長) 他 北九州市、大阪府、大阪市、大和ハウス工業株式会社、株式会社西原環境等</p> <p>中国代表団: 24人 Mr. ZHOU Guomei(Actiing Director, Division for Technology Cooperation, Section of Environmental Technology Cooperation CHINA-ASEAN Environmental Cooperation Center(CAEC)) Ms. LIU Ting(Section Chief, Division for Technology Cooperation, Section of Environmental Technology Cooperation CHINA-ASEAN Environmental Cooperation Center(CAEC)) Ms.ZHANG Xiaodan(Executive Director, China Environmental United Certification Center) 他企業等</p> <p>韓国代表団: 10人 Ph.D.Kim Du Hwan(Department of Environmental Engineering Sangmyung University) Ms. MOON Yeong Hyeon(Assistant Director, Environmental Industry and Technology Division Climate and Future Policy Bureau, MOE) Ms. CHO Eun Mi(Assistant Manager, Korea Environmental Industry Association(KEIA)) 他企業等</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ラベルの進展に関する報告 ・調印式典

(2) 議事次第(第4セッション) <6月22日(金)>

セッション4: 環境ラベル	
13:05-13:45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ラベルの進捗報告 <p>中国: Ms.ZHANG Xiaodan(Executive Director, China Environmental United Certification Center)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調印式 <p>中国: Ms.ZHANG Xiaodan(Executive Director, China Environmental United Certification Center)</p> <p>日本: 宇野 治(公益財団法人日本環境協会 常務理事・エコマーク事務局長)</p> <p>韓国: Ms. MOON Yeong Hyeon(Assistant Director, Environmental Industry and Technology Division Climate and Future Policy Bureau, MOE)</p>

(3) 議事概要

環境ラベルの進展に関する報告

日中韓 3 カ国の環境ラベルの動向に関して紹介し、日中韓環境ラベル間の共通基準化の協議状況を説明した。主な内容は以下の通りである。

<p>【中国の環境ラベルの動向】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 商品カテゴリ数(基準数) : 99(2018 年 3 月末現在)・ 認定商品数 : 4,559
<p>【韓国の環境ラベルの動向】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 商品カテゴリ数(基準数) : 165(2018 年 3 月末現在)・ 認定商品数 14,542
<p>【日中韓環境ラベル間の共通基準化の協議状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今後の共通基準策定品目 : 「家具」・ 3 カ国の協力の更なる深化として、インターネットを活用したプラットフォームの設定やオンライン協議等による効率化の推進を検討していく。





調印式典





「シュレッダー」、「複合機(複写機)」の共通基準の合意書を締結した。

2 その他の海外ラベルとの相互認証に関する調査

本項では、日本のエコマークが相互認証協定(MRA)を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証について、最新の実施状況を整理した(表 2.)。2019 年 3 月時点で、エコマークが相互認証協定を締結している環境ラベル機関は以下の 10 機関である。

表 2. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク				
国・地域	北欧 5 カ国	韓国	中国	ニュージーランド
ラベル名	ノルディック スワン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル	ニュージーランド・環境チョイス
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル 委員会	韓国環境産業技術院(KEITI)	中環連合(北京)認証 センター有限公司 (CEC)	ニュージーランド エコラベリング トラスト (NZET)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ	パーソナルコンピュータ、 MFD(複写機、プリンタ)、DVD 機器、 テレビ、プロジェクタ、塗料、文具、 繊維製品、シュレッダー	パーソナルコンピュータ、MFD(複 写機、プリンタ)、DVD 機器、テレ ビ、プロジェクタ、塗料、文具、 繊維製品、スキャナ、シュレッダー	複写機、プリンタ
開始時期	2002 年	2010 年	2012 年	2004 年
活用実績	あり	あり	なし	あり

ロゴマーク				
国・地域	タイ	台湾	カナダ(北米)	ドイツ
ラベル名	グリーンラベル	グリーンマーク	エコロゴ	ブルーエンジェル
ラベル機関 (運営機関)	タイ環境研究所 (TEI)	環境開発財団 (EDF)	UL Environment, Inc.	連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB)、連邦環境庁(UBA)、品質保証・表示協会(RALgGmbH)、環境ラベル審査会(Jury)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリン タ、プロジェクタ	-	-	複写機、プリンタ
基本協定締 結時期	2004 年	2003 年	2014 年	2014 年
開始時期	2014 年	-	-	2015 年
活用実績	あり	なし	なし	あり

ロゴマーク		
国・地域	香港	シンガポール
ラベル名	グリーンラベル	グリーンラベル
ラベル機関 (運営機関)	グリーン協議会 (GC)	シンガポール環境 協議会(SEC)
対象商品カテ ゴリ	-	-
基本協定 締結時期	2015年	2015年
活用実績	なし	なし

1) 北欧5カ国「ノルディックスワン」

北欧5カ国(アイスランド共和国、スウェーデン王国、デンマーク王国、ノルウェー王国、フィンランド共和国)の環境ラベル「ノルディックスワン」(運営：北欧エコラベル委員会)では、現在、59の基準(200以上の商品カテゴリ)において、25,000以上の製品及びサービス(ライセンス数：約2,200、企業数：約1,600社)が認定を受けている(2019年2月時点)。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

2002年にエコマークを運営する(公財)日本環境協会と北欧5カ国による北欧エコラベリング委員会は、環境ラベル認証基準の部分相互認証契約「Agreement between Japan Environment Association and the Nordic Ecolabelling Board」を締結している。それ以降、この制度を活用し、ノルディックスワンの複写機・プリンタ基準「Imaging equipment Version 5.4」において相互認証を実施し、2010年から2014年3月までに62機種について事業者からの依頼を受け、(公財)日本環境協会は相互認証用の「エコマーク認定確認書(英文)」を発行した。現地法人がノルディックスワンに申請する際、この証明書類を提出することにより、共通基準項目の審査が省略できる。当初は、着実に相互認証制度が利用されており、審査期間が短縮されるなどの効果が確認されていた。

しかしながら、2013年6月にドイツ・ブルーエンジェル RAL-UZ171 基準をもとに策定されたノルディックスワン「Imaging equipment Version 6.0」の新基準が発効し、従来の基準には明記されていたエコマークとの共通基準が削除されたため、2014年4月以降のエコマークとの相互認証は実質的に停止していた。

そこで、エコマークの複写機・プリンタ基準も、RAL-UZ171 を参考に見直しを実施し、2014年5月にエコマーク商品類型 No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version 1」基準を制定するとともに、ノルディックスワンの実務担当者との共通基準の再設定の議論を進め、2015年2月17日にノルディックスワン「画像機器」基準が Version 6.2 に改定された。同日よりエコマークとノルディックスワンの相互認証の受付が再開された。

現在のノルディックスワン基準の最新バージョンは Version 6.5(ドイツ・ブルーエンジェル DE-UZ205 に対応するバージョン)である。引き続き相互認証のスキームは継続されているものの、共通基準項目が再設定された2015年以降、相互認証の活用実績は出ていない。製造事業者によると、欧州で販売するモデルと日本モデルの製品ラインナップの相違や欧州で日本よりも先に製品を発売するケースがあるなどの要因により、相互認証が利用できない事情もあるとのことである。

(2) ノルディックスワンの最新動向

現在、ノルディックスワンでは、「水によって損傷した電子機器の洗浄」の新基準策定を行っている。また、「衣料用洗剤・しみ抜き剤」など5分野程度の基準を改定予定である。

なお、2018年10月24日に欧州議会で、ストローや綿棒、食器、マドラーなどの使い捨てプラスチック製品の流通を欧州域内で禁止する法案が可決されたが、ノルディックス

ワンではそれを見込んで、有効期限が到来していない既存基準を9月に前倒しで改定を行い、同上の使い捨てプラスチック製品を禁止した。使い捨てプラスチック製品は、海洋ごみの多大な排出源であり、気候変動への配慮や、省資源なサーキュラーエコノミーに反することが理由としている。ノルディックスワンでは、このように認定基準の有効期限内に基準を強化することは極めてまれである。類似した例では、数年前に化粧品の認定基準において、マイクロプラスチックを規制している。

2) 大韓民国「韓国・環境ラベル」

韓国の環境ラベルである「韓国・環境ラベル」は、韓国環境部所管の準政府機関である韓国環境産業技術院(KEITI)によって運営されている。2019年1月末時点で160製品及び5サービスに対して基準が設定されており、14,755製品(3,851社)が認定を受けている。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

エコマークと韓国・環境ラベルとの相互認証の活用状況については、エコマーク認定製品であり、相互認証の申請方法に基づいて韓国現地法人を通じて韓国・環境ラベルを取得した機種が2019年1月末時点で420機種にのぼる。

日韓の相互認証に関しては、日中韓環境大臣会合(TEMM)の下に設置された日中韓環境産業円卓会議(RTM)のもと、2005年から協議を開始し、2007年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結し、2012年に「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法が定まり、日韓の相互認証が開始され相互認証の活用が順調に進んでいた。

エコマーク No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version1」基準が2014年5月に制定されたため、2014年8月の日中韓環境ラベル実務者会議(韓国・ソウル)において、対応する複合機(プリンタ)の共通基準再設定の協議を行ったが、合意には至らなかった。そのため、2014年5月以降、エコマークのNo.155基準に対応する共通基準が設定されていないために、No.155基準で認定を受けた製品を韓国・環境ラベルに申請した場合、相互認証が活用できずに審査が停止するケースが発生していた。そこで2014年12月に日韓の実務担当者で協議を行い、2015年1月からは、エコマークを運営する(公財)日本環境協会から相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行し、その認定確認書には、「No.155基準は、旧No.117「複写機 Version2」またはNo.122「プリンタ Version2」の基準を満たす」と記載することで、No.155の認定製品でも暫定的に従来の相互認証の手続きを利用できるようにした。また、これまでこの認定確認書を発行していなかったために、同一機種において日本で認定を受けた機種名と韓国で申請する機種名が異なる場合、韓国側での審査に時間がかかるケースや相互認証が活用できなかったケースがあったため、認定確認書にはその対応関係を記載することとし、その後は円滑に相互認証の運用が行われるように、韓国側の認証業務の実務担当者との打合せを適宜実施し、相互認証手続きで生じる細かな課題等に関して意見交換を行い、円滑な相互認証の進展に努めている。

平成 30 年度(2018 年度)については、1 で報告した通り、引き続き日中韓の環境ラベル間で相互認証の協議を継続している。2018 年 6 月に「複合機(複写機)」の共通基準改定の覚書が締結されたため、前述の旧 No.117 または No.122 の運用は終了し、順調に相互認証が進展している。

相互認証の活用実績としては、2018 年 3 月以降、(公財)日本環境協会は、韓国に申請する 19 機種(韓国申請機種)の複写機・プリンタに対して相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行し、これまでに 13 機種が認定を受けている(2019 年 1 月 31 日時点、累計 420 機種)。現時点において、相互認証を活用する事業者からは、確認書の発行により共通基準項目に関して一切書類が要求されることがなくなり、非常に利便性が上がっているとの声が寄せられており、今後も着実に相互認証の利用が進むものと思われる。

(2) 韓国・環境ラベルの最新動向

韓国・環境ラベルの最新情報としては、基準策定・改定を予定している商品カテゴリは、表 3.の通りとなっている。

表 3. 韓国・環境ラベルの基準策定/見直し一覧

No.	基準番号	商品カテゴリ名	
基準策定中の商品カテゴリ (6)			
1		Fine Dust Proof Net	防塵ネット
2		Marine Biodegradable Plastic Products	海洋生分解性プラスチック製品
3		Camping Gear(tent)	キャンプ用品(テント)
4		Insulation Film for Glass	ガラス用絶縁フィルム
5		Wheel Cleaning Products	ホイール洗浄製品
6		Geotextile	ジオテキスタイル
基準改定中の商品カテゴリ (17)			
1	EL241	Paints	塗料
2	EL314	Woven-Knitted Goods and Simply-Processed Goods	編織物及びシンプル加工品
3	EL317	Cool and Warm Thermal Fabric	クールビズ・ウォームビズ用生地
4	EL328	Rubber gloves	ゴム手袋
5	EL330	Paint for DIY(do it yourself)	DIY 用塗料
6	EL723	Recycled Wood Products	再生木材製品
7	EL766	Standard Waste Bag	従量制ごみ袋
8	EL250	Windows and Auxiliary Parts for Window	窓・窓用付属品
9	EL259	Sealants for Sealing and Glazing in Buildings	建築用シーリング・ガラス窓封止材
10	EL141	Copying Machine	複写機
11	EL142	Printer	プリンタ
12	EL244	Waterproofing Agents for Construction	建設用防水材
13	EL265	Light Emitting Diodes Display Board	LED ディスプレイボード
14	EL315	Bedding	寝具類
15	EL507	Non-Asbestos Transport Parts	アスベスト非含有郵送部品
16	EL607	Water Treatment Agents	水処理剤
17	EL610	Deicer	除氷装置

3) 中華人民共和国「中国・環境ラベル」

中国のタイプ 環境ラベルは、中国環境保護部環境認証センター(ECC)及び中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC)によって運営されている「中国・環境ラベル」がある。

2019年1月末時点で101の製品カテゴリの基準が設定されており、5,222ライセンス(3,841社)が認定を受けている。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

日中の相互認証に関しては、日中韓環境大臣会合(TEMU)の下に設置された日中韓環境産業円卓会議(RTM)のもと、2005年から協議を開始し、2007年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結し、2012年に「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法のフレームが定められた。

その後、相互認証を開始すべく、日中間では2013年7月に認証機関であるCECの実務担当者と相互認証の実務面での協議を行い、認証手続きに関する合意形成ができたため、2014年度に日中間で相互認証の実現に向けた試験運用を行うことで合意した。これを受けて、2014年6月から複写機、プリンタを対象に協力を得られる事業者の募集を開始したが、「直近で中国・環境ラベルを申請する計画がない」と回答した事業者があったほか、今回の試験運用は2014年5月に制定したエコマークNo.155「複写機、プリンタなどの画像機器Version1」基準との共通基準ではなく、旧No.117「複写機Version2」またはNo.122「プリンタVersion2」との共通基準であることから、事業者から試験運用の協力は得られなかった。

2015年4月に日中韓でMFDのプリンタの共通基準が再設定されたことを受けて、再度試験運用を開始した。国内の事業者の協力により、2015年7月に初めて相互認証用の証明書類である「エコマーク認定確認書」を(公財)日本環境協会から事業者に1件発行した。事業者はこれを用いてCECに中国・環境ラベルの取得申請を行ったが、CEC側で「エコマーク認定確認書」が受理されず、通常の審査となってしまった。(公財)日本環境協会では、2016年3月の日中韓環境ラベル実務者会議において、この不受理の理由を中国に確認するとともに、今後「エコマーク認定確認書」が適正に受理され、相互認証の手順が履行されるように中国側と手続を確認した。その後、2017年9月に、相互認証の実効性に係る議論と、2017年3月の日中韓実務者会議にて日中間で実施することが決まった「スキャナ」の共通基準に係る協議を中国・北京にて行い、世界エコラベリングネットワーク(GEN)の年次総会(AGM)(スウェーデン・ストックホルム)の期間中の2017年10月に共通基準改定の合意書を締結した。平成30年度(2018年度)は、1項で報告したとおり、「シュレッダー」の共通基準の締結及び「複合機(複写機)」の共通基準改定の覚書の締結を日中韓で行い、対象分野は年々拡大している。一方、運用面のスキームは整備されているものの、2019年3月時点ではエコマークと中国・環境ラベルとの相互認証の活用実績は出ていない。

(2) 中国・環境ラベルの最新動向

中国・環境ラベルの最新情報としては、基準策定・改定を予定している商品カテゴリ

は、下表 4.の通りである。

表 4. 中国・環境ラベルの基準策定 / 見直し一覧

基準番号	商品カテゴリ名	
基準策定中の商品カテゴリ		
	Absorbent hygiene products	吸収材衛生製品
	Cosmetic	化粧品
	Laundry service	洗濯サービス
	Range hood	レンジフード
	No water hygiene system	無水衛生システム
	Small household appliances	小型家庭機器
改定作業中の商品カテゴリ		
HJ/T296-2006	Sanitary wares	衛生器具
HJ/T297-2006	Ceramics tiles	セラミックタイル
基準の開発を計画している商品カテゴリ		
	Recycled rubber products	再生ゴム製品
	Writing instrument	筆記具

4) ニュージーランド「環境チョイス」

ニュージーランド・エコラベリング・トラスト(NZET)が運営している「ニュージーランド・環境チョイス」では、現在、34の製品カテゴリにおいて、1,482の製品及びサービス(企業数:52社)が認定を受けている(2019年2月時点)。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

日本とニュージーランドの間では2005年に「Mutual Recognition Agreement Environmental Choice New Zealand Japan Eco Mark Programs」と「Agreement between Japan Environment Association and The New Zealand Ecolabelling Trust」の2種類の合意書を締結しており、複写機・プリンタに関して相互認証を行っている。NZETによると、2019年2月現在の複写機・プリンタの認定製品256製品は全て日本のエコマーク認定製品であり、エコマークとの相互認証(共通基準の審査を省略)を活用して認定されている。エコマーク認定品であれば、環境チョイスの基準にも適合するため、平成30年度(2018年度)においても、手続き面で障害となる事項は発生していない。なお、昨年と同時期と比較すると28製品減少しているが、1年を通して新規認定及び認定終了の製品があるため、認定数には変動がある。

(2) ニュージーランド・環境チョイスの最新動向

現在、ニュージーランド・環境チョイスでは、新たに「建築・解体工事の廃棄物処理サービス」の基準が策定中であるほか、「再生プラスチック製品」、「洗剤」の基準改定作業が行われている。今後、新規で基準策定を予定しているカテゴリとしては、「投資ファンド」がある。

なお、2017年11月に基準が改定されたEC-32-17「家具・建具・床材」の環境チョイス認定品が、2018年5月より、オーストラリアで環境に配慮した建物などの認証を行うGreen

Building Council of Australia (GBCA)の内装設備の認定品として認められることとなった。また、GBCA では環境チョイスが認定する他の建築用製品についても同様に認めることができないか、検討を行っている。

5) タイ王国「グリーンラベル」

タイでは、タイ環境研究所(TEI)が運営している「タイ・グリーンラベル」がある。2019年1月末時点で、124ある商品カテゴリーのうち33の商品カテゴリーにおいて、745の製品及びサービス(企業数:92社)が認定を受けている。



TEI が運営するタイプ I 環境ラベルであるタイ・グリーンラベルは、東南アジア地域の他国と比較しても、基準数や認定製品数が多く、最も成功しているラベルである。タイの公共調達においてもグリーンラベルの取得が有利に働くため、多くの日系企業が複写機、プリンタなどで認定を取得しているが、審査が長期間かかることや審査関係の証明等への対応から、相互認証を要望する声が多かった。

(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

日本とタイ間では、2004年に相互認証基本協定である「Mutual Recognition Agreement Japan Eco Mark and Thailand Green Label」を締結し、2014年5月にタイ・ノンタブリーで行われた会議においては、相互認証の実施に向けた手順(フロー)の合意及びエコマーク No.155 基準に対応する共通基準項目が設定され(「プリンタ」共通基準項目 25、「複写機」共通基準項目 28)、同年9月に運用規則に関する合意書を締結し、正式に相互認証の運用が開始された。

その後、2015年にタイ側が「Printer」及び「Photocopiers」基準を改定し、日本側もエコマーク No.155 基準を2016年4月、7月にそれぞれ部分的な改定を実施したことから、共通基準項目を再設定するため、2016年9月には、「エコマークとタイ・グリーンラベル間の「複写機・プリンタなどの画像機器」の共通基準の改定に係る覚書(MOU: Memorandum of Understanding)」が締結された。

なお、ドイツ・ブルーエンジェル RAL-UZ205 基準が2017年1月に制定されたことを受け、日本では2018年1月1日付けで部分改定を実施し、最新バージョンを No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.3」としている。これを受け、2017年8月28日にインドネシア・ジャカルタのドイツ国際協力公社(GIZ)オフィスで開かれた日本・エコマークとタイ・グリーンラベルとの相互認証協議の中では、フタル酸エステル類の追加については時限措置として RoHS 対象物質の適用時期と揃えること、騒音基準において新しい試験方法が要求されるが、タイ・グリーンラベル間との共通基準において影響がほとんどないことを確認した。新たに 250L 以上の機器に微粒子の基準値適合が求められたことに関しては、タイ・グリーンラベルに基準項目は設定されていない。また、2019年1月末、TEI の担当者にヒアリングを実施したところ、複写機及びプリンタ基準については改定予定であるとの情報を得た。

共通基準項目の設定において対応する各国の基準は下表 5.のとおりである。

表 5. 対応する各国の基準

対象カテゴリ	日本	タイ
複写機	No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version1」	TGL-27-R4-15「Photocopiers」
プリンタ	No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version1」	TGL-37-R2-15「Printer」

平成 30 年度(2018 年度)のエコマークとグリーンラベルの相互認証においては、これまでエコマークの認定を受けた機器をグリーンラベルとの相互認証を活用できる対象としていたため、日本国外のみで販売される派生機(同一構造機器で印刷速度(ipm)が異なるもの)は、エコマークが取得できないため、相互認証を活用することができなかった。しかし、相手国の状況に即して、印刷速度等を変更するローカライズ戦略をとることはよくあり、多くの事業者よりそのような機種についても相互認証を活用できるよう望む声が挙がっていた。これまでの相互認証協議や様々な協力、相互認証の活用実績を通じて TEI と交渉した結果、2018 年 8 月に、同一構造機器(同一シリーズ機)でエコマークを取得しているが、一部機器で取得していないケース(例えば、ipm が異なる機器)でも相互認証を活用できることで合意した[資料編 3]。この結果、2018 年 9 月 20 日より、画像機器に関するタイとの相互認証において新たな運用を開始し、同 10 月に同一シリーズの派生機として初めての相互認証の実績が誕生した。派生機を申請する場合は、消費電力(Energy Star)、有害物質の放散、騒音の 3 つの基準項目を満たす試験結果の提出が求められる。今後も更なる利便性が得られるよう関係機関と協議を続ける。

また、「プロジェクタ」についても相互認証の対象カテゴリとして運用を開始している。2015 年 9 月のタイ・バンコクでの実務者会議にて、次に取り組む対象カテゴリの候補の一つとして「プロジェクタ」が提案されて以降、複数回の協議を経て、最終的には 2017 年 10 月 12 日にスウェーデン・ストックホルムで開催された GEN AGM(世界エコラベリング・ネットワークの年次総会)において、プロジェクタについての相互認証に関する合意書を締結するに至った。これにより、日本とタイ間の相互認証は、「画像機器」分野に続き、「プロジェクタ」が 2 分野目となった。

なお、タイでは 2017 年 9 月 5 日に改定された「TGL-81-R1-17 Digital Projectors」が最新バージョンとなっており、共通基準項目の設定についてはこれをベースに行っている。エコマークでは最新の市場動向や環境規制などを踏まえ、海外のタイプ I 環境ラベル基準との関係及び先進的な役割も考慮に入れながら、現行基準の新バージョンとして No.145「プロジェクタ Version2」認定基準を 2017 年 8 月 1 日に制定している。当面は、今回合意したエコマーク基準 No.145「プロジェクタ Version1」との相互認証を進めるが、将来的に No.145「プロジェクタ Version2」での共通基準化を見据えて、今後も情報交換を継続し、必要に応じて共通基準の改定を協議していく。

共通基準項目の設定において対応する各国の基準は下表 6.のとおりである。

表 6. 対応する各国の基準

対象カテゴリ	日本	タイ
プロジェクタ	No.145「プロジェクタ Version1」	TGL-81-R1-17「Digital Projectors」

(2) 日本・タイ間の相互認証の活用実績

複写機・プリンタなどの画像機器では、これまでにタイ・グリーンラベルとの相互認証の活用を希望する日本の事業者に対して、タイに申請する合計 100 機種について、相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行した。そのうち、2018 年 12 月末時点で 57 機種については相互認証を活用してグリーンラベルの認定を取得したことが確認できている。事業者からは、現地法人による申請段階において相互認証を活用することで共通基準項目に関して追加で要求される書類がなく、資料準備に係る工数がこれまでの半分程度に抑えられるとの評価を得ている。なお、プロジェクトについてはまだ実績が出ていない。

(3) タイ・グリーンラベルの最新動向

2019 年 1 月末時点で 124 の商品カテゴリがあり、基準数が 2015 年比で 27 基準増加している。2018 年中に新しく策定された基準はなかった。2019 年 1 月末、TEI の担当者に確認したところ、現在改定中の基準が 2 つ、改定予定の基準が 4 つ、現在開発中の基準と開発予定の基準が 1 つずつであった(表 7.)。

表 7. タイ・グリーンラベルの基準策定 / 見直し一覧

No	商品カテゴリ		
現在改定中の基準			
1	TGL-8-R2-11	Papers(Sanitary Paper)	紙(トイレトペーパー)
2	TGL-58-11	Ceramic floor/wall tiles	陶磁器の床/壁のタイル
改定予定の基準			
1	TGL-27-R4-15	Photocopiers	複写機
2	TGL-37-R2-15	Printers	プリンタ
3	TGL-24-R1-11	Soaps	石鹸
4	TGL-44-12	Compostable plastics products	生分解性プラスチック製品
現在開発中の基準			
1	-	Optical Fiber Cables	光ファイバーケーブル
開発予定の基準			
1	-	Steel products	鉄鋼製品

6) 台湾「グリーンマーク」

台湾のタイプ I 環境ラベルとしては、環境開発財団(EDF)が運営している「グリーンマーク」がある。現在、165 の商品カテゴリ(有効 129、廃止 36)において、累計 16,173 製品またはサービス(有効：4,751、ライセンス数：347)が認定を受けている(2019 年 2 月時点)。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

平成 25 年度の本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によると、台湾・グリーンマークの取得が公共調達で求められるため、グリーンマークとの相互認証を希望する国内事業者が多いとの結果がでている。

エコマークとグリーンマークは、2003 年に相互認証基本協定「Mutual Recognition Agreement Eco Mark and Green Mark Programs」を締結しているが、現時点において

相互認証の運用は進んでいない。

相互認証の協議としては、2014年10月の(台湾・台北)において行われ、対象カテゴリとして「複写機・プリンタなどの画像機器」の共通基準を策定すること、及びエコマークが他の環境ラベル機関との間で採用している共通基準項目を設ける相互認証スキームを用いることで合意した。2015年7月、10月の協議では、画像機器の共通基準設定及び運用規則の内容について議論し、環境法規順守の証明に関して、双方の案をもとに協議を行ったが、妥結に至らずに検討を続けることとなった。2016年5月(日本・東京)の協議では、環境法規順守の運用に関して一定の方向性がつけられたため、台湾行政院環境保護署(EPA)に承認を得るステップに進むこととなった。その後も2016年9月、10月にその他の内容をさらに詰めるために台湾の担当者と協議を重ねたが、後日、環境法規順守に関しての提案についてはEPAで受け入れられなかったとの回答が台湾側からあった。

現在、グリーンマーク認定製品は、申請時に提出する証明書類等を基に製品の環境パフォーマンス評価を実施することとなっている。そこで、課題となっているのが相互認証を通してグリーンマークの認定を受けた場合である。相互認証を活用する際、共通基準項目の証明書類については相手機関に提出することが原則免除されることから、台湾側が必要な情報を直接入手することができない形となる。そこで、エコマーク事務局より相互認証を活用した場合の情報提供方法についてEDFを通してEPAに提案しているものの、2019年2月末時点で目立った進捗が見られていない。

(2) 台湾・グリーンマークの最新動向

2018年2月以降のグリーンマーク基準の制・改定状況は下表8.の通りである。2019年の基準の制・改定は、EPAと契約により10カテゴリを実施することが決められている。未確定だが、タイヤや未焼成建材等が改定の対象となるとの情報もある。

表 8. 台湾・グリーンマークの基準策定 / 改定 / 廃止一覧

No.	分類	商品カテゴリ名		公告日時	状況
11	H-03	水性塗料(廃止, 請依「塗料」規格標準提出申請)	水性塗料	2018年3月14日	廃止
23	K-02	洗濯機	洗濯機	2018年11月1日	改定
25	L-02	家用清潔剤	家庭用クリーニング製品	2018年12月13日	改定
27	I-02	两段式省水馬桶	二重フラッシュ節水トイレ	2018年11月1日	改定
74	M-10	原生碳粉匣	新品トナーカートリッジ	2018年12月13日	改定
80	H-08	塗料	塗料	2018年3月14日	改定
96	E-02	塑膠類藥用輸液容器	プラスチック静脈液体容器	2018年11月1日	改定
112	M-18	墨水匣	インクカートリッジ	2018年11月1日	改定
120	G-05	餐館業	飲食店	2018年12月13日	改定
130	L-09	工商業用清潔剤	工業用及び商業用洗浄剤	2018年11月1日	改定
133	C-18	滅火器	消火器	2018年12月13日	改定
135	N-13	再生塑膠薄膜製品	再生可能プラスチックフィルム製品	2018年2月1日	改定
162	C-24	保鮮盒	食品容器	2018年2月1日	新規
163	C-25	拖把(組)	モップ(システム)	2018年2月1日	新規

No.	分類	商品カテゴリ名		公告日時	状況
164	H-15	ト特蘭水泥	ポルトランドセメント	2018年6月26日	新規

7) 北米「エコロゴ」

エコロゴは、UL(UNDER WRITERS' LABORATORIES INC.)によって運営されており、2019年1月末時点で84の商品カテゴリがあり、54の商品カテゴリで6,571商品(ライセンス数:329社)の認定実績がある。ULは日本にもオフィス(株式会社UL Japan)があり、エコロゴは日本の窓口で申請、取得が可能となっている。

現在、エコロゴ CCD-035「Office Machines」認定基準における認定事業者3社はすべて日本の複写機・プリンタ事業者であるが、昨年より2社減っており、エコロゴへの関心は減少傾向にある。

エコロゴ CCD-035「Office Machines」認定基準は、ドイツ・ブルーエンジェル基準やエネルギースタープログラム基準を引用しているため共通点が多いが、引用元のブルーエンジェルのバージョンが古いなど、日本のエコマーク基準と違いがある。最終改定が2007年9月であり、その後メンテナンスされていない状況である。

2017年4月6日～7日にタイ・バンコクで開催された GEN Spring Board Meeting(GEN 春季役員会)では、各ラベル機関・各国の最新状況等について共有する機会が設けられ、北米・エコロゴを担当する Ms. Catherine Sheehy から以下のようなコメントが出された。

「環境に関する政策は積極的とは思えないものの、アメリカ連邦政府は、GPPにおいて持続可能性に関するラベルを活用した取組を推奨している。また、アメリカでは、SDGsについてそれほど関心は高くなく、サーキュラーエコノミーのほうが注目度は大きい。消費者意識としては、環境よりも安全や品質といった要素が優先されているようである。一方、カナダでは気候変動に対するアクションにコミットしており、環境政策に積極的である。新しい環境ラベル制度を立ち上げるといった話もある。」

エコロゴの新しい動きとしては、ULはアメリカの公共調達で用いられている Green Electronics Council、Electronic Products Environmental Assessment Tool(EPEAT)の製品登録機関の一つであるが、エコロゴ規格(UL110 携帯電話)において、2017年に EPEAT と UL110 の共同認証を開始したことが特筆される。つまり、UL110 の認証を受けた商品は、自動的に EPEAT のゴールド、シルバー、ブロンズを登録できる仕組みとなっており、この動きが広がっていくかを注視する必要がある。

また、ULでは、グリーンビルディング認証に必要な様々な世界中の認証品のデータベース(SPOT)を運営している。SPOTは、LEEDやWELL、BREEAM認証などの建物・敷地利用に関する認証制度をターゲットにした建材関連を中心としたULが運営するデータベースである。利用料金は、掲載側、利用側ともに無料であり、登録者数11,412、平均月間訪問者18,700があるという(2018年2月末現在)。上記のようなグリーンビルディングに関する認証の多くは、必須要件と選択項目から成るポイント制度を採用しており、タイプ環境ラベル認定製品も評価カテゴリによっては要件の一つとなっている。SPOTへの掲



載製品は原則認定製品に限っており、エコロゴや GREENGUARD、EPEAT、ENERGY STAR、アメリカ環境保護庁(EPA)の認定制度である SAFER CHOICE、アメリカのカーペット・ラグ協会(GRI)の認定制度 Green Label Plus などの認定製品が掲載されている。選択した製品に応じて各認証制度に基づいた計算方法により合計取得ポイントが自動算出される機能も有しており、SPOT の強みとなっている。LEED をはじめとした建物関連の認証制度の関心は、世界をはじめ日本でも高まりつつあるため、日本のエコマークも SPOT との連携について UL と協議を進めている。

SPOT connects purchasers with the most credible product information



SPOT のデータベース検索：<https://spot.ul.com/>

(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

(公財)日本環境協会では、2014 年度から優先的に相互認証の協議を進める機関の一つとして UL との協議を進めてきた。具体的には、2014 年 5 月に北米(カナダ)のエコロゴ担当者と協議を行い、早期に相互認証協定の締結を目指すこと、及び「複写機・プリンタなどの画像機器」を最初の対象カテゴリとする結論を得た。その後、2014 年 7 月に株式会社 UL Japan(日本)との協議を実施し、また並行して北米(カナダ)のエコロゴ事務局と電子メールなどを活用して協議を進めてきた。同年 7 月の協議では、両機関の制度概要について理解を深めるとともに相互認証の基本協定、認証手順及び運用規則についても大筋で合意し、同年 9 月に相互認証基本協定及び附属書として認証手順及び運用規則を締結した。

その後、2016 年 8 月 30 日の協議において相互認証の実施方式、画像機器の共通基準項目(エコロゴ: CCD-035「Office Machines」、日本エコマーク: No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.2」)の設定、及び合意文書と取り交わし時期などについて具体

的な議論が行われた。

エコマーク No.155 基準はドイツ・ブルーエンジェル RAL-UZ171 基準を参考に策定されているが、エコロゴ基準では RAL-UZ171 よりも古い基準である RAL-UZ114、122 またはそれ以前を参考に策定されているため、同じ項目についても基準レベルに違いがある。エコロゴ基準の改定予定が無く、総じてエコマーク基準の方が厳しいレベルにあることから、エコマーク認定品であれば、原則、エコロゴの審査が省略される方法(エコマークとニュージーランドが実施している相互認証の実施方式と同じ)を提案した。後日、北米のエコロゴ事務局からはその方法では受諾できないとの回答があったため、共通基準項目を設定する方法で協議を再開した。なお、基準レベルに差があることから、エコマークからエコロゴへの一方通行を前提とした相互認証の実施を目指すこととなった。共通基準項目(Harmonized)として合意されたのは下表 9.の 11 項目である。

この協議以降、共通基準項目に関する合意文書を取り交わすことで概ね合意しているが、UL においては当該規格を見直す方針がないこと、事業者からも早急な相互認証の活用を望む声がないことなどにより、平成 30 年度は協議に進展は見られていない。今後、北米の政策やマーケットの関心を把握しながら、状況を見極めたうえで協議を進めることとしている。

表 9. エコマークとエコロゴ「画像機器」基準の共通基準項目(案)

No.	基準項目	合意内容
1	2 適用範囲	Harmonized 電子写真方式、インクジェット方式の複写機、プリンタ、複合機を対象とする(大判機は除く、リユース機は含む)。
2	4.i プラスチック部品のマーキング	Harmonized
3	4.k 再生・再使用プラスチックの使用	Harmonized エコロゴ基準では、ポストコンシューマ材料に限定しているが、努力目標であるため、共通基準項目とする。
4	4.o 使用可能な用紙	Harmonized
5	4.p, 4.q 両面印刷機能	Harmonized
6	4.j 保守部品の供給期間	Harmonized
7	4.s 国際エネルギースタープログラム	Harmonized
8	4.c, 4.d 25g 以上のプラスチックの筐体部品のカドミウム、鉛、水銀、六価クロム及び難燃剤の規制	Partially-Harmonized エコロゴ基準では、エコマーク基準では規制外の中鎖塩化パラフィンが対象となっているため、相互認証活用時に事業者から追加証明の提出を受けることを条件に共通基準項目とする。
9	4.a 電子写真方式の機器の有害物質の放散	Harmonized
10	4.e 感光体のカドミウム、鉛、水銀、セレンの使用	Partially-Harmonized エコロゴ基準では、エコマーク基準では規制外のヒ素化合物が対象となっているため、相互認証活用時に事業者から追加証明の提出を受けることを条件に共通基準項目とする。
11	3.b 製造工場の環境法規の順守	Harmonized ただし、フロン類に関する基準項目 4.b は非共通基準項目とする。

上記 Harmonized は、「エコマーク エコロゴ」の場合に適用される。

8) ドイツ連邦共和国「ブルーエンジェル」

ブルーエンジェルは、1978年に世界で初めて開始されたタイプ I 環境ラベルで、2018年には40周年を迎えた。ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB)が所有権を持ち、ドイツ連邦環境庁(UBA)、ドイツ品質保証・表示協会(RAL gGmbH)、環境ラベル審査会(Jury)の3機関が連携して運営している。2018年12月時点で、約120の商品カテゴリ数に対して、約12,000の製品またはサービスが認定されている。そのうち、複写機・プリンタなどの画像機器の認定数が最も多く、この分野での日系事業者の取得例も多い。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

相互認証の協議については、2013年11月から本格的な協議を始めた。(公財)日本環境協会では、ブルーエンジェル RAL-UZ171「印刷機能を持つオフィス機器(プリンタ、複写機、複合機)(以下、画像機器)」基準をもとに検討を重ね、2014年5月にエコマーク No.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準を制定した。その制定を受けて、2014年5月及び9月にブルーエンジェル側と協議を行い、共通基準を設定する対象カテゴリとして「画像機器」を採り上げることで合意し、同年11月10日にドイツ・ベルリンにて、BMUB、UBAならびにRAL gGmbHと相互認証基本協定を締結した。その後、2015年8月には、ドイツ・ベルリンにて「画像機器」の共通基準の策定と相互認証の認証手順及び運用規則について協議を進め、同年10月に認証手順及び運用規則を締結、「画像機器」の共通基準を策定し、相互認証の実務が開始された。

その後の協議状況としては、2016年にブルーエンジェル「画像機器」基準(RAL-UZ171)の見直し(全面改定)の検討が開始されたため、2016年6月と10月の「RAL-UZ171の改定に関する公聴会」(ドイツ・ベルリン)に(公財)日本環境協会の実務担当者も参加するとともに、併せて相互認証協議も実施した。2016年10月の協議では、RAL-UZ171の改定案に関する考え方(基準項目設定の背景)や改定スケジュールの確認、改定後の「画像機器」の共通基準項目の再設定時期に関して包括的な意見を交わした。新基準 RAL-UZ205(2018年度からは規格名を DE-UZ205 に変更)は2017年1月1日に制定され、これに整合を図る形でエコマーク No.155 基準の部分改定が2017年8月10日に承認されたことを受け(改定日:2018年1月1日)、2017年12月8日に共通基準項目の再設定に向けた協議を行った。

平成30年度(2018年度)の協議状況としては、日本側から共通基準項目の再設定を提案した改定案が受け入れられて、2018年10月に新しい共通基準のもとでの相互認証が開始された。

(2) 日本・ドイツ間の相互認証の活用実績

相互認証の活用実績としては、日本のエコマーク認定を取得した機種について相互認証を活用してブルーエンジェルの認定を受けた機種が、2016年6月に初めて2機種誕生した。2019年1月までに相互認証用の「エコマーク認定確認書」を累計7機種に対して(公財)日本環境協会が発行し、そのうち累計3機種がブルーエンジェル RAL-UZ171の認定を受けている。また、日本の事業者がRAL-UZ171を取得した機種に関して、ドイツから相互認証を活用してエコマーク認定を受けた事例が2016年11月に1機種誕生した。他国の

相互認証制度も含めて、相互認証制度を活用して日本エコマークを取得した初めての事例となり、日独双方で相互認証の有効性が確認された。DE-UZ205 ではまだ相互認証の活用事例が出ていないが、今後活用が進むものと思われる(2019年3月時点の相互認証の実績：日本 ドイツ：3機種、ドイツ 日本：1機種)。

(3) ブルーエンジェルの最新動向

前述の通り、2018年はブルーエンジェルが誕生してから40周年を迎えたことを記念し、2018年10月に国際会議「信頼できる環境ラベリングの40年 - 私たちのグリーンの未来に向けてスマートイノベーションを推進する」とGENの年次総会がベルリンで開催されるなど、様々なイベントやキャンペーンが行われた。そのうちの 하나가、下記の40周年記念ロゴである。また、40周年を記念して、メルケル首相からのビデオメッセージも掲載された¹。



2018年1月以降に、ブルーエンジェルで新たに制定または改定された基準は、下表2-2-9のとおりである。昨年度までは、基準番号をRAL-UZ***と表記されていたが、RALは認証機関の頭文字であるため、ドイツを代表する環境ラベルであることを示すため、ドイツの略称“DE”を用いたDE-UZ***に変更された。また、それに伴って基準書のフォーマットが変更されるとともに、Versionも記載されるように変更された。本来、基準の制・改定はJury(審査会)で決定されるが、Version2などと表記されているものでは、Juryの開催時期でないものもみられるため、上記のプロセスを経ずに小改定が実施されたものと考えられる。

2017年12月のJuryでは、新基準DE-UZ208「使い捨ておむつ」を決定した。おむつはドイツでは毎日約1,000万枚が必要で、大量の原材料が使用されるだけでなく、推計によると年間154,680トンのおむつの廃棄物が発生している。乳幼児はおむつと常に皮膚に接触しているので、ごく少量の有害化学物質が使用されていても悪影響を及ぼす可能性がある。基準には、使用されるパルプ、他のバイオベースの原材料及び有害物質の制限が含まれている。また、アレルギーの危険性を減らすために、ローション、芳香剤及び消臭剤の使用を禁止している。

一方、2017年12月のJuryでの基準改定としては、2018年1月(一部は2018年5月)付で表2-2-9に示すとおりである。2018年2月には、DE-UZ102「壁用塗料」について、基準は改定しないものの、防腐剤としてメチルイソチアゾリノン(MIT)及び/または5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン(CIT)を含む製品は認定しないことがJuryから発表されている。

¹ <https://www.blauer-engel.de/de/artikel/neuigkeit/2018/kanzlerin-merkel-blauer-engel-bietet-menschen-orientierung-seit-40-jahren>

2018年12月のJury²では、新基準としてDE-UZ210「再利用可能なカップシステム」が決定された。エネルギー環境研究所 gGmbH の調査では、年間28億個の使い捨てカップが販売され、そのうちおよそ12億個がテイクアウト用カップであると推計している。DE-UZ 201の制定は、使い捨てカップを減らし、環境に優しい再利用可能カップシステムを強化することを目的としている。

このほか、建築用製品の分野では多くの基準が改定された(改定基準は未公開)。

- ・ 内壁用塗料(DE-UZ 102)
- ・ 室内漆喰(DE-UZ 198)
- ・ ラッカー(DE-UZ 12a)
- ・ フローリング用接着剤(DE-UZ 113)
- ・ インテリアシーラント(DE-UZ 123)
- ・ 外部断熱システム(DE-UZ 140)
- ・ 床材の取り付けアンダーレイ(DE-UZ 156)
- ・ 弾性床材(DE-UZ 120)

また、以下の基準が改定された(改定基準は一部公開、未公開の基準もあり)。

- ・ データセンター(DE-UZ 161)
- ・ 再生プラスチックから製造された製品(DE-UZ 30a)
- ・ 交換用触媒(DE-UZ 184)
- ・ ヘアドライヤー(DE-UZ 175)

上記に加え、2018年1月以降に制・改定された基準を下表10.に示す。

表 10. ドイツ・ブルーエンジェルの基準策定 / 見直し一覧

基準番号	商品カテゴリ名		制定・改定	有効期限	状況
DE-UZ 14a	Recyclingpapier	再生紙(Version1)	2018年1月	2020年	改定
DE-UZ 14b	Fertigerzeugnisse aus Recyclingpapier für den Büro und Schulbedarf	オフィス・学校用再生紙製品(Version1)	2018年1月	2020年	改定
DE-UZ 59a	Kommunalfahrzeuge	市営車両(Version1)	2018年1月	2020年	改定
DE-UZ 59b	Omnibusse	バス(Version2)	2018年12月	2021年	改定
DE-UZ 72	Druck- und Pressepapiere überwiegend aus Altpapier	古紙からの印刷及び印刷用紙(Version5)	2018年1月	2020年	改定
DE-UZ 160	Router	ルーター(Version1)	2018年1月	2020年	改定
DE-UZ 100	Car Sharing	カーシェアリング(Version1)	2018年1月	2021年	改定
DE-UZ 117	Emissionsarme Polstermöbel	低放散布張り家具<新>(Version1.6)	2018年8月	2022年	改定
DE-UZ 119	Matratzen	マットレス(Version1)	2018年1月	2022年	改定
DE-UZ 125	Babyüberwachungsgeräte	ベビーモニター<新>(Version1)	2018年7月	2022年	改定
DE-UZ 155	Schuhe	靴(新)(Version1)	2018年7月	2022年	改定

² <https://www.blauer-engel.de/de/artikel/neuigkeit/2018/ergebnisse-der-sitzung-der-jury-umweltzeichen-im-dezember-2018-dezember-2018>

基準番号	商品カテゴリ名		制定・改定	有効期限	状況
DE-UZ 160	Router	ルータ(Version1)	2018年7月	2020年	改定
DE-UZ 174	Datenträgervernichter	データシュレッダー(Version1)	2018年1月	2022年	改定
DE-UZ 184	Austauschkatalysatoren	交換用触媒(自動車用排ガス浄化触媒) <新>(Version1)	2019年1月	2023年	改定
DE-UZ 194	Handgeschirrspülmittel und Reiniger für harte Oberflächen	手洗い用洗剤及び硬質表面クリーナー(Version3)	2019年1月	2022年	改定
DE-UZ 195	Druckerzeugnisse	印刷物(Version5)	2018年5月	2020年	改定
DE-UZ 201	Maschinengeschirrspülmittel	食洗機用洗剤(Version2)	2018年8月	2022年	改定
DE-UZ 202	Waschmittel	洗剤(Version2)	2018年8月	2022年	改定
DE-UZ 208	Einwegwindeln	使い捨ておむつ(Version1)	2018年1月	2021年	新規
DE-UZ 209	Rücknahmesysteme für Mobiltelefone	携帯電話の回収スキーム(Version1)	2018年7月	2021年	新規
DE-UZ 210	Mehrwegbechersysteme	再利用可能なカップシステム(Version1)	2019年1月	2021年	新規

9) 香港「グリーンラベル」

香港のタイプ I 環境ラベルは、Green Council(GC)が運営する「香港・グリーンラベル」がある。香港・グリーンラベルでは、62 の商品カテゴリにおいて、102 商品(31 社)が認定を受けている(2019年1月時点)。GC は香港・グリーンラベルの運営以外に、100 以上の企業等が参加する会員制度である HKGPC(Hong Kong Green Purchasing Charter)、環境展示イベントの Eco Expo Asia の運営なども行っている。平成 25 年度の本業務では、日本の複写機・プリンタ事業者へのニーズ調査において、香港・グリーンラベルの認定取得は 2 社であり、公共調達や香港での販売に有利に働くためという理由で、相互認証を希望する声が寄せられていた。



(公財)日本環境協会では、2014 年から香港・グリーンラベルの責任者との間で GEN AGM や他の国際会議などの機会や電子メール等も活用した協議を進めた結果、相互認証基本協定及び附属書として認証手順等の規則の合意に至り、2015 年 10 月に合意書を締結した。なお、香港・グリーンラベルは、日本のエコマークのほかに、タイ・グリーンラベルとも相互認証の合意書を締結している。今後、(公財)日本環境協会では、香港・グリーンラベルと「画像機器」の共通基準の策定に関する協議を進めていくこととしている。現時点では事業者から香港・グリーンラベル取得に関する障害や相互認証の要望は寄せられていないこと、また香港・グリーンラベルの「画像機器」基準が数世代前のブルーエンジェル基準を参考に策定されており、エコマーク基準との共通となる部分が少ないため、平成 30 年度(2018 年度)は協議が進まなかった。

10) シンガポール共和国「グリーンラベル」

シンガポールのタイプ I 環境ラベルとしては、シンガポール環境協議会 (SEC) が運営している「シンガポール・グリーンラベル」がある。現在、51 の商品カテゴリにおいて、3,550 商品 (800 社) が認定を受けている (2019 年 1 月時点)。現在、新たに策定中の基準は、業務用洗濯機、業務用食器洗浄機・高圧洗浄機であり、塗料と表面コーティング剤の基準を見直し中である。



平成 25 年度に本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によれば、日本の複写機・プリンタ事業者によるシンガポール・グリーンラベルの認定取得は 5 社と多く、相互認証の要望も 4 社と少なくはない。取得理由としては、「現地法人からの要望がある」や「公共調達で環境ラベルの取得が義務付けられている」、「環境ラベルの取得がその国での販売において有利に働く」等の回答があった。

2014 年 4 月に相互認証の実施に向けたキックオフミーティング (Skype を用いたウェブ会議) を行い、同年 8 月のウェブ会議において、相互認証協定等の内容について合意に至った。その後、2015 年 10 月に香港でエコマークとグリーンラベルとの相互認証基本協定及び附属書として認証手順等の規則の合意書を締結した。同協定書では相互認証の共通基準を設定する対象カテゴリとして、複写機、プリンタを取り上げることに合意している。平成 30 年度 (2018 年度) は事業者から相互認証の体制整備を期待する声も寄せられており、SEC 担当者の交代を受けて、相互認証の仕組み等の理解を得るところから協議を再開した。現在は「複写機・プリンタなどの画像機器」の合意書案を日本から SEC に提案し、SEC 内での確認段階となっている。